

3 保育所等の利用ができる方

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状態にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。なお、保護者及び申込児童が伊達市にお住まい、もしくは入園日までに転入予定の方に限ります。

事由	内容
1. 就労	会社や自宅を問わず、月 48 時間以上働いているとき
2. 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要な時※1
3. 疾病・障がい	病気・けがや心身の障がいのため保育を必要とするとき
4. 介護・看護	病気や障害のある親族を常時介護、看護しているとき
5. 災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっているとき
6. 求職活動	求職活動をしているとき（起業準備を含む）※2
7. 就学・職業訓練	大学や職業訓練校などに月 48 時間以上通っているとき
8. 虐待・DV	虐待や DV のおそれがあるとき
9. 育児休業中の継続利用	※3
10. その他	その他、上記に類する状態として市が認めるとき

★保育所等（2号・3号認定）は、保護者が仕事等の事情でお子さんの保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育する施設です。したがって「子どもの保育に手がかかる」「集団教育になれさせる」「友達がいない」等の理由だけでは、入園できません。

※1 産前産後認定期間について

出産事由における給付認定の有効期限は、出産予定日から起算して2か月前の日から、出産予定日から起算して8週間後の翌日の属する月末までの期間が該当します。

(例) 出産予定日が9月3日の場合、「出産予定日から起算して2か月前の日」は7月3日、「出産予定日から起算して8週間後の翌日」は10月30日であるため、認定期間は7月3日～10月31日となります。

※2 求職中の認定について

認定期間内に月48時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、保育所等が利用できなくなります。

※3 育児休業中に利用申請される方へ

- ・ 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則、利用申請はできませんが、育児休業から復職することを前提とした利用申請はできます（育児休業取得前から就労等の事由ですでに保育所等を利用している児童は、育児休業後も継続利用できます。）。
- ・ 保育所等の利用が決まった場合には、利用開始日（入園日）から2週間以内に復職していただく必要があります。
(例) 4月1日利用開始（入園）の方は4月15日までに復職する必要があります。復職せず、育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。
- ・ 復職証明書は復職後に雇用主（事業主）に記入してもらったうえで、復職後2週間以内に提出してください。